東京大学 (海洋研)総合研究棟施設整備等事業 実施方針に関する質問回答

	*	質	問項	頁目	· i	記載	対位	置					
番号	書類	一般書類 契約書類	頁頁	章		٠,	1) 号	7 -	-	a -	-	質問内容	回 答
1		大学が重要 と考える事 項	3		6	4	1	7				国内外的な最先端の海洋研究機関で、貴大学が目指す最先端の海洋研究機関について具体的にご教示下さい。	要求水準書、東京大学海洋研究 所ホームページ(http://www.o ri.u-tokyo.ac.jp/info/forco lleagues.html)、東京大学海洋 研究所要覧等を参照してくだ さい。
2		大学が重要 と考える事 項	3		6	4	1	7'				「絶えず最高の研究環境を提供できる研究教育機能を持つこと」とありますが、今後海洋研究が進む最先端の方向性についてご教示下さい。	要求水準書、東京大学海洋研究 所ホームページ(http://www.o ri.u-tokyo.ac.jp/info/forco lleagues.html)、東京大学海洋 研究所要覧等を参照してくだ さい。
3		大学が重要 と考える事 項	3		6	4	1	1				貴大学が現在想定している、教員と学生と職員の交流の場の活用方法を具体的にご教示ください。	要求水準書等を参照してください。
4		本事業計画地面積	3		6	4	2					本事業計画地面積 8300 ㎡とありますが、敷地の正確な寸法のわかるデータあるいは図面をいただけますでしょうか。	本質問回答の公表と同日付で、 閲覧資料を用意しています。
5		周辺家屋影響調査等	3		6	4	3	7	5			周辺家屋影響調査・対策業務及 びその関連業務には、電波障害 調査やその対策業務等を含む 可能性がありますか。	事業の範囲には、「施設整備に 係る電波障害調査・対策業務及 びその関連業務」は含まれませ ん。
6		入札参加者 の構成要件	5		8	1	1	1				構成員は選定事業者から直接 業務を受託する必要がありま すでしょうか。	お考えのとおりです。構成員は選定事業者から直接業務を受託し、かつ、選定事業者に出資する必要があります。 なお、協力会社は選定事業者から直接業務を受託する必要はありますが、選定事業者に出資する必要はありません。

	=	質	問功	頁目	・計	記載	位	置					
番号	類	一般書類 契約書類	頁頁	章		` '	1) 号		-	a -	_	質問内容	回答
8		設計に当た る者の資格 要件	7		8	1	3	7'	5			設計各技術者の実績について、 平成 9 年度以降に業務完了していれば、平成 9 年度より前に 従事が開始していてもよい、と 考えてよるしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
9		設計に当た る者の資格 要件	7		8	1	3	7'	5			設計各技術者の実績について は、元請でなくてもよいという ことでしょうか。	お考えのとおりですが、当該担 当者は相当程度の責任をもっ て業務に従事した者(管理技術 者又は管理技術者の下で各担 当業務における担当技術者を 総括する役割を担った者)であ る必要があります。
10		設計に当た る者の資格 要件	7		8	1	3	7	5			設計の各担当業務が完了したとは(平成9年度以降で、かつ)競争参加資格確認の基準日(参加表明書等の提出期限日、つまり2007年8月10日)までに業務が完了することと考えるのでしょうか。あるいは入札公告日(2007年6月12日)までに業務が完了したと考えるのでしょうか。	設計担当者の設計実績は、競争 参加資格確認の基準日までに 完了しているものとしてくだ さい。
11		設計に当た る者の資格 要件	7		8	1	3	7	5			設計各技術者の実績については、一物件につき、基本設計・実施設計の両方の実績を実施し、完了したことが必要なのでしょうか。	お考えのとおりです。
12		設計に当た る者の資格 要件	7		8	1	3	7	5			設計の管理技術者と主任担当 技術者についても兼務するこ とができると考えてよろしい でしょうか。	お考えのとおりです。
13		設計に当た る者の資格 要件	7		8	1	3	7'	5			設計の管理技術者及び主任担 当技術者についても、工事監理 者と同様に「競争参加資格確認 申請書の提出時において、専任 で配置する者を決定できない 場合は、複数名の候補者をもっ て競争参加資格確認申請書を 提出しても良い【〈様式 10〉 欄外下 2 注記】」と考えてよ ろしいでしょうか。	設計担当者(管理技術者及び主任担当技術者)については、競争参加資格確認申請書の提出時に専任で配置する者を決定してください。複数名の候補者をもって競争参加資格確認申請書を提出することはできません。
14		建設に当た る者の資格	8		8	1	3	1	3			「(建築一式工事における実績を含む。…」とありますが、こ	ご質問の後段のとおりです。 電気工事及び管工事のための

番	書	1	質問耳	頁目	٠	己載	位	置						
号	類	一般書類 契約書類										質問内容	回	答
		>4m3 E17X			.,		,					えてよろしいでしょうか。		

証金 うか。

番	*	質	問功	頁目	• 1	記載	位記	置					
	類	一般書類 契約書類	頁頁			` '	1) 号		-	a -	_	質問内容	回答
													柏地区キャンパス構内とは限りません。
33		<別紙> サービス購 入費の構成	31	別	2	1						建物の登記費用は大学負担ということで、よろしいでしょうか。 (「施設整備費相当 その他の費用」には含まないとの理解でよろしいでしょうか。)	お考えのとおり登記費用(登録 免許税)は大学の負担とします が、大学が建物の登記を行う場 合には、事業契約書(案)第 36 条及び同別紙 8 に規定されて いる協力が必要となります。
34		<別紙> 入札金額等 の算出方法 及びサービ ス購入費の 支払方法等	31	別	2	1						明らかに維持管理側の過失が無い、または経年劣化ではない 修繕についての負担は、大学側 の負担との解釈で宜しいでしょうか。	お考えのとおりです。事業契約書(案)第 57 条を参照してください。
35		<別紙> 施設整備費 相当の支払 手続	33	別	2	2	2	7				施設整備費相当の支払日について、本施設の所有権の移転日が平成22年3月1日から変更した場合も、選定事業者は変更後の日から30日以内に大学に対して請求書を送付し、大学は請求を受けた日の翌月25日にお支払をするということでよるしいでしょうか。	お考えのとおりです。
36		<別紙> 維持管理費 相当の支払 手続	33	別	2	2	2	ņ				「減額後サービス購入費の支払額を選定事業者に速やかに通知する」とありますが、減額されるされないに関わらず、業務報告書受領後何日以内に通知されるのか明示していただけますでしょうか。	業務報告書の受領後7日 に選軍業者に対して の減額ポイントを通名かの が減額であるのの のがであるのの でのののでのでの でのの でのの での での での での での での での
37		入札参加者 等を特定で きる記載の 禁止につい て	3		3							入札参加者を特定できる記載 の禁止は、正本、副本に係わら ず共通事項と考えてよろしい でしょうか。	お考えのとおりです。
38		提出書類の	3		4	1						ローマ数字(小文字)となって	「ローマ数字(小文字)となって

3	番	書	質	問功	頁目	· 🛊	記載	位置	i							
		類	一般書類 契約書類	頁頁	章	1 条	(1) 項	1) 号	ア -	-	a -	-	質問内容	回	答	
			作成方法に ついて										いる項目への記載を行うこととありますが、提案書様式の枠外等にローマ数字(小文字)記載内容について記載する必要はないと考えてよろしいでしょうか。また、記載が必要な場合に提案書書面内の記載場所をご教示ください。		ください。」と Dサブタイトル 牧字(小文字)と 機関 関係 関係 を は 対 を は が で に は が で に が で に が に が に が に が に が に が に が に	重鬨 目 另 卯土魚

番	*	質	問項	頁目	• 1	記載	位	置				
	類	一般書類 契約書類	頁頁			٠,	1) 号		a -	-	質問内容	回答
48		<様式 35> 長期事業収 支計 画 表 (損益計算 書)	51	様	35						単位は千円とありますが、提案書の表示は千円単位であれば、エクセルのセルの中の数値については、円単位の数値があっても構わないということでよるしいでしょうか。	お考えのとおりです。
49		<様式 36> 長期事業収 支計画表 (資金収支 計算書等)	52	様	36						単位は千円とありますが、提案書の表示は千円単位で、エクセルのセルの中の数値については、円単位の数値があっても構わないということでよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
50		<様式 42> 施設計画/a 創造性 (空 間の魅力)	59	様	42							入札参加者の提案によるもの とします。なお、要求水準書 1 6 頁の「4) 内外装デザインの 基本コンセプト」についても参 照してください。
51		<様式 55-8> F 保守管理 費内訳	30	様	55	8					区分 ~ を任意に変更することは可能ですか(例えば、電気設備、空調設備、熱源設備等)。また、区分の「機器設備」とはどのような設備を指しますか。	様式 55-8 の区分は変更しない でください。なお、各区分の内 容等については、様式集(LC C)1 頁の「A初期設備費の構 成」などを参照してください。
52		組織の沿革 と施設整備 の目的	2		1						本研究所では、物理学・化学・地学・生物学・生物資源学の研究を進めてきたとありますが、前述以外の他学に研究が及び場合、貴大学が想定される学科をご教示ください。	ついて、現段階での具体的な想
53		組織の沿革 と施設整備 の目的	2		1						総合研究棟に近接して整備を 予定されている、観測機器・試 料保管棟の柏キャンパス内で の配置、規模、具体的保管機器 類等をご教示ください。	観測機器・試料保管棟の配置は、要求水準書資料3の「観測機器・試料保管棟用地」のエリア内とし、現段階での想定規模等は、延べ面積1,500 ㎡・2 階建としています。
54		先端的・学際的研究の 推進	3		2	1					研究促進の基本単位となる各部門・各センターがまとまりのある配置とありますが、各部門・各センターの相関関係や建物内での各居室の隣接・近接関係をご教示下さい。	要求水準書資料 18 の「参考プラン」を参照してください。
55		共同利用研 究所として の使命の実	3		2	2					研究者の有機的な交流を促す 施設とありますが、貴大学が想 定する有機的な交流について	要求水準書 5 頁の大学が本施 設において重視している計画 項目に関する説明の第二項、同

番	書	j	質問耳	頁目	• 1	己載	位	置					
号	類	一般書類 契約書類	頁頁	章		(1) ाव	1) 号	7		а		質問内容	回答
		关約首規	只	부	朩	垬	ר	•	-	-	_		
		現										具体的にご教示下さい。	14 頁の「6)学融合の促進と居住性の向上」などを参照してください。

参考プラン と参考外観 56 イメージを 4 提示する趣 旨

『(1)国内のみならず国際的な お考えのような意図ではなく、 こととありますが、最先端で最 高の研究環境を提供すること は、環境に配慮した省エネルギ -提案と考えよろしいでしょ うか。

最先端…』では、運営に必要な 研究教育のための高い期お考えのィ エネルギーコストを削減する 斜ととxき 鵠馈⁷ オ鴉楡 考最 晃ま

番	書	質	問項	頁目	• 1	己載	位	置				
	類	一般書類 契約書類	頁頁			` '	1) 号		a -	-	質問内容	回答
												かになっている(確定している)適用基準、又は軽微(軽易) なものについては、この限りで はありません。
61		適用基準等	7		3						遵守すべき(1)~(6)の法規制 以外に、本計画建物に該当する 貴大学関係規則等を後日 HP 上 で公表頂けると考えてよろし いでしょうか。	本質問回答の公表と同日付で、 閲覧資料を用意しています。
62		東京大学規 定類	8		3	6					東京大学柏地区危害予防規定、 東京大学柏地区自家用電気工 作物保安規程、東京大学海王研 究所放射線障害予防規程、東京 大学環境安全指針は後日 HP 上 にて公表頂けると考えてよろ しいでしょうか。	本質問回答の公表と同日付で、 閲覧資料を用意しています。
63		東京大学の 規定類	8		3	6	1 2 3 4				東京大学の規定類の入手方法を教えてください。	本質問回答の公表と同日付で、 閲覧資料を用意しています。
64		東京大学の 規定類	8		3	6	1 2 3 4				1)東京大学柏地区危害予防規程、2)東京大学柏地区自家用電気工作物保安規程、3)東京大学海洋研究所放射線障害予防規程、4)東京大学環境安全指針の開示をお願いします。	本質問回答の公表と同日付で、 閲覧資料を用意しています。
65		インフラ整 備状況 (電 気)	8		4	8	2				高圧饋電盤 1 面増設となっていますが、詳細な工事内容が分かるような既存高圧盤の図面仕様書等を開示してください。また、既存設備製造会社を教えてください。	本質問回答の公表と同日付で、 閲覧資料を用意しています。

インフラ整

備状況(電 8 4 8 2 66

気)

ースや配線ルート、区画貫通な 閲覧資料を用意しています。 どの工事内容を確認するため、 先端生命科学研究棟、既設共同 溝の必要部分の図面仕様書を 開示してください。

既存施設内の高圧盤増設スペ 本質問回答の公表と同日付で、

番	書	貿	間項	頁目	• 🗎	己載	位	置						
号	音 類	一般書類	頁		1	(1)	1)	ア		а		質問内容	回	答
	,,,,	契約書類	頁	章	条	項	号	-	-	-	-			

備 状 況(電 気) 既存施設に何らかの対策が必要な場合、その対策実施と費用は本事業の範囲外と考えてよ

ろしいでしょうか。本事業範業の範囲外と考 門2匁蟄 月 毎悶钪慮、

番	書	質	間」	頁目	• ‡	記載	位	置					
号		一般書類	頁		1	(1)	1)	7		а		質問内容	回 答
		契約書類	頁	章	条	項	号	-	•	•	-		
		窒素タンク										すること」とありますが、高圧	等は大学で行うものとします
		施設										ガス保安法にある製造者の届	が、届出等に必要な書類の作成
												出及び保安監督者の選任等に	
												ついては記載してございませ	
												ん。大学側で行うものと考え	(案)第 7 条を参照してくださ
												てよろしいのでしょうか?	ι _ι ,

自動液体窒素移送システムに ついて、詳細ご教示下さい。

柏キャンパスの他のシステム と相互に乗り入れが可能なシ

涛遮縅と歌山の装物がはずいまる。鷹能で数**電**ネ紙線で勛録 赤曉徹 イ ¥械力

自動液体窒

77 素移送シス 11 5 4 2 ウ

テム

番	書	質	問耳	頁目	• 1	己載	位記	置			
号	類	一般書類 契約書類	頁頁	音		(1) 項		7	a	質問内容	回 答
		大利自然	Ţ.	부	ᅏ	炽	7		_		
		ل)								教示下さい。	い。なお、本施設の各室に備える計量システムの想定機種はありません。コスト意識が誘導されるようなご提案を期待します。

エネルギー

ム)

84

機種はエネルギーありません。コスド条 孵馮む櫜椿 \ 兪 華呂

番	書	受 氣記	5 裱 聿箱	要 要 9 ェ	引項目 第4	・記	載位置	<u>〔</u>	⇔≢€		戢/						
号:	類	一万又	吉恕	太	/丰立	臣	古知	太	武冉 争	棠 70	取/						

 番 | 書 |
 質問項目・記載位置

 号 類 一般書類 頁 1 (1) 1)

 契約書類 頁 章 条 項 丼1)

番	書	質	間項目	・記]載	位置	i							
号	類	一般書類	頁	1	(1)	1)	7		а			質問内容	回	答
		契約書類	頁章	条	項	号	-	-	-	-	.			

す。

			問項	自員	• 1	記載	价						
番			頁				1)			а		質問内容	回 答
号	類	契約書類		章	- 条	. ,	,		-	- -	-		
		ス)										みの一まない。 おいまではいい。 おいまではいい。 おいまではいい。 おいまではいい。 おいまではいい。 ないではいい。 ないではいい。 ないではいい。 ないではいい。 ないではいい。 ないではいい。 ないではいい。 ないではいる。 はいいではいい。 はいいではいい。 はいいではいい。 はいいではいい。 はいいではいい。 はいいではい。 はいいではいるのでは、 はいいではいい。 はいいではいい。 はいいではいい。 はいいではいい。 はいいではいい。 はいいではいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はいい。 はい。 は	ださい。
130		機械設備(空調設備)	27		6	5	4	1	1	С		ださい。 名室単位での温湿度整合が出来るシステムとありますが、湿度コントロールが全室対応と考えてよろしいでしょうか。	湿度に関する特記がない一般 的な部屋については、その湿度 については成り行きとしま す。
131		空調設備(空調能力)	27		6	5	4	1	1	d		換気に伴う外気導入量を十分 考慮し、…空調機能力等の仕様 を決定となっており、別表2で 給気は送風機+フィルタユニ ットとなっている室がありま すが、直接給気は室内で完全混 合と考えてよろしいでしょう か。	お考えのとおりです。
132		換 気 方 式 (実験用排 気装置)	28		6	5	4	1	2	b		排気装置 1 台に対し、スクラバー1 台となっていますが、同室同系統等の条件によれば、スクラバーを集約化することはできますでしょうか。	
133		換 気 方 式 (実験用排 気装置)	28		6		4					排気装置 1 台に対し、給気ファン 1 台と外気処理空調機 1 台を設置するように読めますが、どちらか 1 台でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
134		機械設備	28		6	5	4	1	2	b		排気装置は別表 3 に記載され	前段についてはご質問のとお

番	書		質問エ	頁目	• 🛔	己載	位	置						
号	ョ 類	一般書類	頁		1	(1)	1)	ア		а		質問内容	回	答
	,,,	契約書類	頁	章	条	項	号	-	-	-	-			
								1			1	と考えてよろしいでしょう		'
												か。		

	*	貿	間耳	頁目	• 🛊	己載	位	置					
	書類	一般書類 契約書類	頁頁			(1) 項		7 -	-	a -	-	質問内容	回 答
154		多目的ラウ ンジ	36		7	1	3	I	2			飲食店の厨房器具は事業者工 事に含まれていないと考えて よろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
155		荷物積込場 及びエプロ ン			7	1	3	オ	5			荷物積込場との間にガラスの間仕切りとありますが、資料 18では記入されていないように見受けられます。意図としては、資料 18の 1階プラン、展示という文字左側の点線あたりと考えてよろしいでしょうか。そして「開放」の程度は部分的ではなく、全開に近いものと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
156		講堂 (床部 分)	37		7	1	3	ħ	3			~階段床部分と平土間部分と ありますが、こちらのイメージ とずれがあるといけないので、 それぞれの語をもう少し詳し く解説いただけますでしょう か。また、固定椅子・机にはマ イク等の設備の設置はお考え でしょうか。	な床に座席が設置してある 分のことです。設備につい
157		講堂 (音響 特性)	37		7	1	3	ħ	10			講堂の音響性能に関し「講義と 音楽の両方に対応できること」 簡便な残響可変ができること」 とありますが、これは両方の利 用目的を想定した性能を備え た大掛かりで残響可変を考える」とい 範囲で残響可変を考える」とい ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	能として、大掛かりな装置や 備を整備するのではなく、簡 な装置や設備の整備でもっ 残響可変を考えるという意

番	質問項目・記載位置	

番	書		質問項	目・訂	己載位	置								
一号	類	一般書類	頁	1	(1) 1)) ア		а	٠	質問内容	•	回	答	·
_	^^	契約書類	百	音 条	頂 モ	! -	_	_	_					

番	書	貿	間項	目・	記載	位記	置							
号	ョ 類	一般書類	頁	1	(1)	1)	7		а		質問内容	回	答	
	,,,	契約書類	頁	章	項	号	-	-	-	-				

り、行った場合には、提出図書 に含める」という意味でしょう i 日 · 記載位置

—	=	 質	問耳	頁目	· i	記載	位	置					
番号	声 類	一般書類 契約書類	頁頁	章		٠,	1) 号		-	a -	_	質問内容	回 答
182		作業従事者 の要件等	48		4	1						「RI施設の負圧空調管理及びクリーンルームにおける清浄度管理は大学側の施設管理業務とする。」とのことですが、RI施設の負圧空調管理するために必要と考えられる排風機等及びRI施設に付属する設備の保守も大学側の業務に含むと考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
183		作業従事者 の要件等	48		4	1						「RI施設の負圧空調管理及びクリーンルームにおける清浄度管理は大学側の施設管理業務とする。」とのことですが、電離放射線障害防止規則にあるRI施設の作業環境測定に関しても、大学側の業務に含むものと考えてよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
184		作業従事者 の要件等	48		4	1						「RI施設の負圧空調管理及び クリーンルームにおける清浄 度管理は大学側の施設管理業 務とする。」とのことですが、 クリーンルームにおける清浄 度管理とは、清浄度管理するた めに必要と考えられる空調機 等及びに付属する設備の保守 も大学側の業務に含むと考え てよろしいのでしょうか。	お考えのとおりです。
185		設備保守管 理 業務の対象	48		4	1						R I 設備および海水設備の維持管理業務要求水準(業務範囲)についてご教示ください。	RI設備及び海水を扱う設備 の維持管理は、本事業における 事業者の業務範囲外としま す。
186		設備保守管 理業務(要 求水準)	48		4	2	3					「保全業務標準仕様書」に該当するものは基づき保守・点検を行うこととありますが、具体的な点検内容や回数は、事業者の提案と考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
187		設備保守管 理業務(要 求水準)	48		4	2	3					『保全業務標準仕様書(文部科学省大臣官房文教施設部)』に基づく保守・点検とありますが、周期などは参考とすることで、要求水準を満たされれば周期などは変更が可能と理解し	お考えのとおりです。

番書 一般書類 頁 1 (1) 1) 7 頁章条項号 -

契約書類

番	書	質	問項	頁目	• 🛊	己載	位	置				
号	類	一般書類 契約書類	頁頁		1 条	` '	1) 号		1	a -	質問内容	回答
203		評価項目及 び評価基準	4		4	2	1			Ð	専任で配置する技術者の設計 実績が本事業に活用できる事 項とは、設計施設内容が本事業 に類似していることであり、R I実験施設以上を持つ研究施 設と考えてよろしいでしょう か。	専任で配置する管理技術者及び主任担当技術者の設計実績が本事業に活用できる事項は、入札説明書 8(1)3)ア の a・b を満たしている必要はなく、入札参加者の判断で選定するものとします。
204		評価項目及 び評価基準	5		4	2	1			O	施工にあたる者がその施工実績が本事業に活用できる事項とは、施工施設内容が本事業に 類似していることであり、RI 実験施設以上を持つ研究施設と考えてよろしいでしょうか。	建設に当たる者の施工実績が本事業に活用できる事項は、入札説明書8(1)3)イのa・bを満たしている必要はなく、入札参加者の判断で選定するものとします。

<第8条> 事業契約不 調の場合の 処理

来	書	質	問耳	頁目	• 1	己載	位	置					
号		一般書類 契約書類	頁頁		1 条		1) 号	7 -	-	a -	-	質問内容	回 答
													」も記載により明らかです。
207		<第 1 条> 定義	3	1	1							「本契約」には、事業契約書(案) に関する第 1 回及び第 2 回質 問回答書の内容が含まれると 理解してよろしでしょうか。	
208		<第8条> (履行保証 金)	5	2	8							履行保証保険契約の締結は必 須条件でしょうか。必須条件 ではないとした場合、代替とし て、同等の保証内容を備える保 証方法について事業者側で検 討することは可能でしょう か。	保証保険契約の締結」は、必須
209		<第8条> 履行保証金	5	2	8	1						履行保証保険にかわり、金融機関による保証や保証会社による保証も許容されますでしょうか。	履行保証保険契約としてください。
210)	<第 8 条> 履行保証金	5	2	8	1 2 3 4			ı	ı		履行保証保険と同等の内容であれば、金融機関や保証事業会社の保証でも差し支えないでしょうか。	履行保証保険契約としてください。

₩.	-	質	間項	頁目	• 1	記載	位	置					
番号	書類	一般書類 契約書類	頁頁			` '	1) 号		-	a -	_	質問内容	回答
214		<第 14 条> 設計の完了	8	3	14	4						事業者が提出する工事費内訳 明細書等は大学及び事業者を 拘束するものではないとあり ますが、どのような意味でしょ うか。	事業契約書(案)第14条第4項の「拘束するものではない」とは、各項目間での調整(入り繰り)を認めるとともに、事業契約の各条項に基づく増加費用等の算出に当たっては、参考として取り扱うという趣旨です。
215		<第 18 条> 第三者への 委託等	9	4	18	2						「第 1 項に記載する者以外の者」とは、事業者から直接工事を請負う者を指し、事業者が直接工事を請負わせる者から工事の下請けをする者は含まれないとの理解でよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
216		<第 20 条> 建設場所の 管理	9	4	20	3						大学の責めに帰すべき事由に より追加の費用が発生した場 合は大学がその費用を負担す るということでよろしいでし ょうか。	お考えのとおりですが、建設場 所の管理は事業者が行うもの であり、ご質問のようなケース は生じないものと考えていま す。
217		<第 21 条> 建設に伴う 各種調査	10	4	21	5						事業者の責めに帰すべき事由によらない土壌汚染の処理費用等については、平成19年4月9日付け「東京大学(海洋研)総合研究棟施設整備等事業実施方針」P21添付資料1リスク分担表(案)20に基づき、大学の負担と考えてよろしいでしょうか。	ご質問の土壌汚染は、事業契約書(案)第12条第2項の「本件土地の瑕疵」又は第21条第5項の「通常予期し得ない地中障害物」に相当するものとし、その費用については第12第3項によるものとします。
218		<第 22 条> 本件施設の 建設に伴う 近隣対策等	10	4	22							近隣対策に関して、事業内容及び事業に関する説明は大学が行い、工事に関する説明は事業者が行うという理解でよろしいでしょうか。	原則として、お考えのとおりです。
219		<第 23 条> 備品の整備 ・搬入	10	4	23	2						実施方針に方針に関する質問回答 123 において、「引越し作業に関する事業者の業務範囲については、入札説明書等で具体的に提示する」とありますが、事業契約書(案)第 23 条第 2 項に定めるスケジュールの調整等の大学が別途発注する備品の搬入への協力以外にはないと理解してよろしいでしょうか。	原則としてお考えのとおりですが、事業契約書(案)第 23 条第 2 項の「大学が別途発注する備品の搬入作業」には、現海洋研究所から移設する備品を含むとともに、当該備品の据付けについても含まれるものとします。

	書	質	問功	頁目	• 🛔	記載	位	置					
台号	類	一般書類 契約書類	頁頁		1 条		1) 号		-	a -	_	質問内容	回答
220		<第 23 条> 備品の整備 ・搬入	10	4	23	2						備品の搬入により、事業者の協力の合理的範囲を超えて事業者に追加費用及び損害は発生した場合には、その追加費用及び損害は大学が負担するものと理解してよろしいでしょうか。	追加費用及び損害の帰責事由 とともに、大学と事業者との協 議によるものとします。
221		<第25条> 大学による 中間確認及 び建設現場 立会い等	11	4	25	2						「最大限の協力」とありますが、 事業者は合理的に可能な範囲 で「最大現の協力」を行えば足 りるとの理解でよろしいでし ょうか。	お考えのとおりです。
222		<第 27 条> 大学による 本件施設の 完成確認	12	4	27	1						「事業者による前条の完成検査 の終了後、本件施設の引渡しに 先立ち、以下の方法により施設 ごとに完成確認を実施する」と ありますが、完成確認は、事業 者による完成検査後遅滞なく 行われると考えてよろしいで しょうか。	お考えのとおりです。
223		<第29条> 大学による 本件施設の 維持管理業 務体制確認	12	4	29							「大学は、本件施設の引渡しに 先立ち、要求水準書との整合性 の確認のため、本件施設の維持 管理業務の実施体制の確認を 行うものとする。」とあります が、当該確認は、事業者による 通知の後、遅滞なく行われると 考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
224		<第 33 条> 工期変更等 の場合の費 用負担	13	4	33	1	1					「合理的な範囲」とは、具体的に どのような範囲でしょうか。	工期変更等に起因して相当因 果関係の範囲内で生じたと認 められる増加又は追加費用を 想定していますが、具体的には 個別的に定めます。
225		<第 33 条> 工期変更等 の場合の費 用負担	13	4	33	1	3					「合理的な範囲」とは、具体的に どのような範囲でしょうか。	工期変更等に起因して相当因 果関係の範囲内で生じたと認 められる増加又は追加費用を 想定していますが、具体的には 個別的に定めます
226		<第34条> 建設工事中 に事業者が 第三者に及 ぼした損害	13	4	34	2						工事の施工に伴い通常避ける ことができない理由により生 じた損害に関しては、東京大学 工事請負契約要領別記第 1 号 工事請負契約基準第 28 第 2 項 と同様に、発注者の負担として	原案のとおりとします。

番	書		質問:	項目	• 1	己載	位	置						
号	類	一般書類	頁			(1)	_ ′	7		а		質問内容	回	答
		契約書類	頁	章	条	項	号	•	-	•	-			
												され、第 10 章が適応されるの ではないでしょうか。		

234 ¥声葬 皀重嘱

	番	書	質	問項	頁目	• 1	記載	位	置					
		類	一般書類 契約書類	頁頁		1 条	٠,	,	ア -	_	a -	_	質問内容	回 答
														及び範囲については、以上の趣旨を踏まえた上での入札参加者の提案によるものとします。
2	38		<第 50 条> 支援業務等	17	5	50	2						「調査・検討・提言」の具体的な 内容、範囲を明示していただけ ますでしょうか。	本事に保持をは、施設のには、近のには、近のには、当年では、当年では、当年では、当年ののは、当年ののは、当年ののには、当年のののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年ののでは、当年のでは、当年のでは、「中国のは、「中国のは、「は、「中国のは、「中国のは、「中国のは、「は、「中国のは、「中国のは、「中国のは、「は、「中国のは、「中国のは、「は、「中国のは、「中国のは、「は、「は

「第 1 項に記載する者以外の者」とは、事業者から直接業務を受託するものを奄示節

<第 52 条> 239 第三者によ 18 5 52 2 る実施

質問項目・記載位置 番 書 一般書類

番	書	質	問項	頁目	• 🛊	己載	位	置					
号	類	一般書類 契約書類	頁頁			` '	1) 号		1	a -	1	質問内容	回答
		修繕										は、…」の具体的な修繕内容をご教示下さい。	修繕を行う場合」とは、当該修繕及び修繕の結果が、海洋研究所の研究教育活動に直接的に影響を与えるものを想定していますが、これに限るものではありません。
248		<第 63 条> 契約期間満 了時の検査	20	7	63	2						「検査において事業者が修繕又は補修等をすべき箇所が発見された場合、」とありますが、建物を長期間使用する上での通常の劣化、汚れ、褪色等はこの箇所に含まれないと考えてよるしいでしょうか。	お考えのとおりです。
249		<第 64 条> 契約の早期 終了	21	7	64	1	3					「12,500,000円」の金額基準の 設定の理由を教えていただけ ないでしょうか。	大学が事業者に支払う維持管 理費相当のおおむね 1 回分の 金額としています。

<第 68 条> 250 引渡前の解 22 7 68 1 除の効力

「出来高部分」について、『出来 原案のとおりとします。大学 高部分(倒壊部分、調達済みの が事業者より買い受ける(引渡 資材、および設計図書の出来高 しを受ける)のは、あくまでも 部分を含む。以下同じ。)』と 出来高部分であり、ご質問の趣 変更させていただきたいと思 旨と考えられる事項は、事業契 います。

約書(案)第70条第4項、第5 項、第6項の規定によるものと 考えます。

番	書	質	問項	目	· i	己載	位記	置				
号	類	一般書類 契約書類	頁頁			٠,	1) 号		a	ı	質問内容	回答
		引渡前の解 除の効力									業者に対して支払う」とありますが、事業者に帰責のない場合なので、遅くとも入札説明書 P33別紙 2(1)2)アに定められる支払予定期日までに支払われることとしていただけないでしょうか。	に、「支払日までの利息を付し、 一括又は分割払いにより事業 者に対して支払う。」を「支払 日までの利息を付し、一括又は 本契約の解除前の支払スケジ ュールに従って支払うものと する。」に変更します。
255		<第 68 条> 引渡前の解 除の効力	22	7	68	5					「分割払い」となる場合、適用される金利率はどのようになりますでしょうか。	支払日までの利息に適用する 金利は、市中金利を参考にし、 大学と事業者で協議して決め るものとします。
256		<第 68 条> 引渡前の解 除の効力	22	7	68	6					「第1項の規定に関わらず、」とありますが、「第1項及び第2項」ではないでしょうか。	事業契約書(案)第68条第2項は、大学による出来高部分の買い受けを義務付けているものでないことから、同条第6項は原案のとおりとします。
257		<第 69 条> 引渡後の解 除の効力	23	7	69	4					「引継ぎ」に要する費用は、事業 契約書(案)第70条第4項の損 害に含まれると考えてよろし いでしょうか。	お考えのとおりです。
258		<第 70 条> 違約金等	23	7	70	1	2				引渡後の解除における違約金について、「100分の20」を「100分の10」に変更していただけないでしょうか。	原案のとおりとします。

大学の債務不履行(65 条 2 項) や大学による任意解除(66 条)

259 <第 70 条> 23 7 70 4

番	*	質	問功	頁目	• 1	己載	ф	置					
	類	一般書類 契約書類	頁頁	章	1 条		1) 号		-	a -	-	質問内容	回答
		関係書類の 引渡し等				3						る書類の中に第三者の著作物が存在する場合、大学が自由に書類を使用することはできないこともありますので別途協議とさせていただきたいと思います。	契約書(案)第72条第2項に規定する使用ができるよう、同条第3項に従い、事業者は必要な措置をとってください。
262		<第 79 条> 協議及び追 加費用の負 担	26	10	79	1						「追加費用の負担について協議しなければならない。」とありますが、負担の割合に関しては、事業契約書(案)別紙9に従うと考えてよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。
263		<第 82 条> 公租公課の 負担	26	11	82							「消費税相当額」とありますが、 『消費税相当額(消費税法(昭和63年法律第108号)に定める税)及び地方消費税相当額 (地方税法(昭和25年法律第226号)第2章第3節に定める税)』と変更してください。	
264		<第 84 条> 関係者協議 会	27	11	84	1						「関係者協議会を設置」とありますが、開催頻度はどの程度でしょうか。	関係者協議会の開催は、大学と 事業者の協議により決めるも のとしますが、東京大学の先行 PFI事業においてはおおむ ね2回/年の頻度で開催してい ます。
265		<第 85 条> 財務書類の 提出	27	11	85							「監査報告」とありますが、具体的にどのようなものを想定されておりますでしょうか。財務書類のご説明を行うことでよろしいでしょうか。	お考えのとおりです。

「本件事業に関して知り得た相 手方の秘密」とありますが、秘

密本件歯 炎 V 狉 犞 U 費 そ 涌 た é 舊

頁 1 (1) 1) 7 頁章条項号 - -号 類 一般書類

契約書類

番	書		質問項	目・詞	記載	位置	置							
号	ョ 類	一般書類	頁	1	(1)	1)	7		а		質問内容	回	答	
	,,,,	契約書類	頁頁	章 条	項	号	-	-	-	-				